

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選定委員会設置規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 11 号

神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選定委員会設置規則

(設置)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、神戸市役所本庁舎 2 号館の再整備に係る事業者の選定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 4 月 30 日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第8条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第9条 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和4年4月30日限り、その効力を失う。